

盛岡市手数料条例の一部改正について

平成21年2月16日
都市整備部

1 改正の趣旨

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の改正に伴い、優良宅地造成及び優良住宅新築の認定事務の一部が新たに県から移譲されることから、当該業務に係る手数料を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 優良宅地造成認定申請手数料に係る事務の追加

別表46の項に、連結親法人等が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合の法人税特別税率の適用を除外するために必要な優良宅地造成認定に係る事務を追加するものである。

(2) 優良住宅新築認定申請手数料に係る事務の追加

別表48の項に、連結親法人等が短期所有に係る土地の譲渡等をした場合の法人税特別税率の適用を除外するために必要な優良住宅新築認定に係る事務を追加するものである。

3 施行日

平成21年4月1日